



協 議 書

インプラント歯科専門医制度に関し、(公社)日本口腔インプラント学会(以下「甲」という)と(公社)日本顎顔面インプラント学会(以下「乙」という。)、及び(一社)日本歯科専門医機構(以下「機構」という。)は、以下の点について協議し、今後の協議再開の取り決め事項として、協議書を締結する。

1. 協議事項

- 1) 乙による、メディアを介した情報の提供について
- 2) 甲による、協議内容に対する度重なる異議申し立てについて

2. 上記に対する機構の見解

- 1) 新制度構築のため協議を行っているところ、メディアを通じ自らの意見を広く述べているが、その行為は歯科に対する国民の不信感ならびに不安を惹起、さらには増長する可能性が否定できず、遺憾と言わざるを得ない。
- 2) 機構内で定められた基準に則り協議を行っているにも関わらず、その内容に対し異議を唱えることがこれまで複数回みられている。この行為は、自らの主張に固執し、新たに設立された機構設立の理念と意義を十分理解しているとは到底考えられず、遺憾と言わざるを得ない。

3. 協議の内容

協議の結果、甲乙両学会は真摯に反省の上相互信頼を取り戻し、機構の定めた方針に則りオートノミーの原則に基づき、新たなインプラント歯科専門医制度構築のため協議を再開することで合意した。なお、この取り決めについて不履行がみられた場合、その時点で協議は打ち切りとし、以後の取扱いは機構理事会での決定に従うものとする。また、本協議に定めていない事項又は疑義が発生した場合には、甲、乙、機構が協議のうえ、誠意を持って解決に努めるものとする。

本協議書締結の証として本書を三部作成し、記名捺印のうえ、各々1通を保有するものとする。

令和6年11月21日

甲：(公社)日本口腔インプラント学会理事長 細川 隆司

乙：(公社)日本顎顔面インプラント学会理事長 嶋田 淳

機構：(一社)日本歯科専門医機構理事長 今井 裕

